

埼玉県子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業

令和5年5月31日から郵送での申請受付開始 ※HP上での申請は準備中です 令和5年3月15日掲載
令和5年6月6日追記

1 補助事業の概要



- 子育て世帯・移住世帯を対象として、国が実施する『こどもエコすまい支援事業』（国交省）等を活用して住宅の省エネ改修を行った場合に、費用の一部を埼玉県が補助します。
 - ・ 省エネ改修とは、窓やドアなどの開口部や壁・天井・床などの断熱改修をいいます。
 - ・ 『こどもエコすまい支援事業』のほか、他省庁による『先進的窓リノベ事業』を活用した場合も、埼玉県の補助対象となります。

2 補助金額等

(1) 予算額

- 100,000千円 注意：予算額上限に達した時点で補助申請の受付は終了となります。

(2) 補助対象と上限金額

対象世帯		既存住宅購入	県補助上限額※2
子育て世帯		あり	60万円
		なし	45万円
移住世帯	若者夫婦世帯	あり	60万円
	その他の世帯	安心R住宅※1 の購入あり	45万円
		安心R住宅以外の既存住宅の購入あり	30万円

※1 安心R住宅
特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度(安心R住宅制度)を利用し、安心R住宅調査報告書が発行された住宅をいう。
※2 国の補助額との合計額が当該補助対象工事の工事費を超えない額となります。

(3) 対象世帯の要件

世帯の属性		適用
子育て世帯		子育て世帯とは、申請時点において、子（令和4年4月1日時点で18歳未満（平成16（2004）年4月2日以降出生）（令和5年3月末までに工事着手を行うものについては、令和3年4月1日時点で18歳未満（平成15（2003）年4月2日以降出生））の子）を有する世帯
移住世帯	若者夫婦世帯	若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、令和4年4月1日時点でいずれかが39歳以下（昭和57（1982）年4月2日以降出生）（令和5年3月末までに工事着手を行うものについては、令和3年4月1日時点でいずれかが39歳以下（昭和56（1981）年4月2日以降出生））の世帯
	その他の世帯	県外から県内の既存住宅を購入し、移住してきた世帯

3 補助対象となるリフォーム工事等

(1) 補助対象リフォーム工事

- 本事業が対象とするリフォーム工事は、国が実施する『こどもエコすまい支援事業』等で補助対象とする次の①～③のリフォーム工事となります。ただし、いずれのリフォーム工事についても工事請負契約等が結ばれない工事は対象外となります。
- ① こどもエコすまい支援事業
 - ア 開口部の断熱改修 ※改修は、ガラス交換、内窓設置、外窓交換及びドア交換
 - イ 外壁・天井・床等の断熱改修
- ② 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業
 - ア 窓の断熱改修
- ③ 断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業
 - ア 窓の断熱改修

(2) 補助対象工事の内容ごとの補助額

- ① こどもエコすまい支援事業
 - ア 開口部の断熱改修

省エネ性能	大きさの区分	ガラス交換※ 1		内窓設置※ 2・外窓交換		ドア交換	
		面積※ 3	1 枚あたりの補助額	面積※ 4	1 箇所あたりの補助額	面積※ 4	1 箇所あたりの補助額
省エネ基準レベル	大	1.4 ㎡以上	9,000円	2.8 ㎡以上	23,000円	開戸:1.8 ㎡以上 引戸:3.0 ㎡以上	34,000円
	中	0.8 ㎡以上 1.4 ㎡未満	6,000円	1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満	18,000円	—	—
	小	0.1 ㎡以上 0.8 ㎡未満	3,000円	0.2 ㎡以上 1.6 ㎡未満	15,000円	開戸:1.0 ㎡以上 1.8 ㎡未満 引戸:1.0 ㎡以上 3.0 ㎡未満	30,000円
Z E Hレベル	大	1.4 ㎡以上	12,000円	2.8 ㎡以上	31,000円	開戸:1.8 ㎡以上 引戸:3.0 ㎡以上	45,000円
	中	0.8 ㎡以上 1.4 ㎡未満	9,000円	1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満	24,000円	—	—
	小	0.1 ㎡以上 0.8 ㎡未満	3,000円	0.2 ㎡以上 1.6 ㎡未満	20,000円	開戸:1.0 ㎡以上 1.8 ㎡未満 引戸:1.0 ㎡以上 3.0 ㎡未満	40,000円

- ※ 1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみ交換の改修は対象外とする。
- ※ 2 内窓交換を含む。
- ※ 3 ガラスの寸法とする。
- ※ 4 内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。
- イ 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

省エネ性能	外壁	屋根・天井	床
省エネ基準レベル	112,000円／戸 (56,000円／戸) ※	40,000円／戸 (20,000円／戸) ※	69,000円／戸 (34,000円／戸) ※
Z E Hレベル	151,000円／戸 (75,000円／戸) ※	54,000円／戸 (27,000円／戸) ※	92,000円／戸 (46,000円／戸) ※

※ 部分断熱の場合の補助額。「部分断熱」とは、国補助事業における部分断熱の場合の断熱使用量以上の断熱材を使用する場合をいう。

- ② 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業 および
 ③ 断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業

ア 窓の断熱改修

・戸建住宅、低層集合住宅における補助額(ガラス交換:1枚あたり。その他:施工箇所1箇所あたり)

工種	グレード	熱貫流率 (W/m ² ・K)	大きさの区分		
			大※1	中※2	小※3・極小※4
ガラス交換 ※5	S S	Uw1.1 以下	48,000円	30,000円	8,000円
	S	Uw1.5 以下	32,000円	21,000円	5,000円
	A	Uw1.9 以下	26,000円	17,000円	4,000円
内窓設置	S S	Uw1.1 以下	124,000円	84,000円	53,000円
	S	Uw1.5 以下	84,000円	57,000円	36,000円
	A	Uw1.9 以下	69,000円	47,000円	30,000円
外窓交換 (カバー工法)	S S	Uw1.1 以下	183,000円	136,000円	91,000円
	S	Uw1.5 以下	124,000円	92,000円	62,000円
	A	Uw1.9 以下	102,000円	76,000円	51,000円
外窓交換 (はつり工法)	S S	Uw1.1 以下	183,000円	136,000円	91,000円
	S	Uw1.5 以下	124,000円	92,000円	62,000円
	A	Uw1.9 以下	102,000円	76,000円	51,000円

※1 大:ガラス(一枚)の面積1.4㎡以上。サッシ(一箇所)の面積2.8㎡以上。

※2 中:ガラス(一枚)の面積0.8㎡以上1.4㎡未満。サッシ(一箇所)の面積1.6㎡以上2.8㎡未満。

※3 小:ガラス(一枚)の面積0.1㎡以上0.8㎡未満。サッシ(一箇所)の面積0.2㎡以上1.6㎡未満。

※4 極小:ガラス(一枚)の面積0.1㎡未満。サッシ(一箇所)の面積0.2㎡未満。

※5 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみを交換する改修は対象外。

・中高層集合住宅における補助額(ガラス交換:1枚あたり。その他:施工箇所1箇所あたり)

工種	グレード	熱貫流率 (W/m ² ・K)	大きさの区分		
			大※1	中※2	小※3・極小※4
ガラス交換 ※5	S S	Uw1.1以下	48,000円	30,000円	8,000円
	S	Uw1.5 以下	32,000円	21,000円	5,000円
	A	Uw1.9 以下	26,000円	17,000円	4,000円
内窓設置	S S	Uw1.1 以下	124,000円	84,000円	53,000円
	S	Uw1.5 以下	84,000円	57,000円	36,000円
	A	Uw1.9 以下	69,000円	47,000円	30,000円
外窓交換 (カバー工法)	S S	Uw1.1 以下	221,000円	151,000円	93,000円
	S	Uw1.5 以下	150,000円	102,000円	63,000円
	A	Uw1.9 以下	123,000円	84,000円	52,000円
	B	Uw2.3 以下	89,000円	61,000円	38,000円
外窓交換 (はつり工法)	S S	Uw1.1 以下	221,000円	151,000円	93,000円
	S	Uw1.5 以下	150,000円	102,000円	63,000円
	A	Uw1.9 以下	123,000円	84,000円	52,000円

※1 大:ガラス(一枚)の面積1.4㎡以上。サッシ(一箇所)の面積2.8㎡以上。

※2 中:ガラス(一枚)の面積0.8㎡以上1.4㎡未満。サッシ(一箇所)の面積1.6㎡以上2.8㎡未満。

※3 小:ガラス(一枚)の面積0.1㎡以上0.8㎡未満。サッシ(一箇所)の面積0.2㎡以上1.6㎡未満。

※4 極小:ガラス(一枚)の面積0.1㎡未満。サッシ(一箇所)の面積0.2㎡未満。

※5 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみを交換する改修は対象外。

(3) リフォーム工事等の契約

- 次に掲げる条件に該当するものが対象となります。ただし、別途定める期間内に補助金交付申請が可能なものに限ります。
 - ① リフォーム工事（既存住宅の購入を伴わない場合）の実施
令和5年2月28日以降に工事請負契約（最低5万円以上）を締結し、工事に着手したものに限る。
 - ② 既存住宅（安心R住宅を含む）の購入
 - ア 売買契約額が100万円（税込）以上であること。
 - イ 令和5年2月28日以降に売買契約を締結したものに限る。
 - ウ 若者夫婦世帯及びその他の世帯については、県外に居住されている世帯が県内に居住するために既存住宅を購入した場合に限る。
 - ③ 既存住宅の購入とリフォーム工事の実施時期
自ら居住することを目的に住宅を購入する場合は、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限る。
 - ④ 子育て世帯のリフォーム
自ら居住している住宅でリフォーム工事を行う場合に限る。

4 申請等

(1) 申請期間

令和5年5月31日～令和6年2月29日まで

※予算上限に達した時点で受付は終了になります。なお、予算上限に達する見込みの際は抽選となります。
※事務局への申請に当たっては、国の補助事業の交付決定が条件になります。

(2) 申請方法

郵送による

※ホームページ上で受付準備が整い次第、電子による申請も可能となる予定です。今しばらくお待ちください。

(3) 申請書類

次ページ以降の書式を印刷しご利用ください。

なお、申請時は「様式第1号」、「同意書」（個人情報取得に関して）と別紙の「必要書類チェック表」に記載の書類を提出ください。

(4) 提出先

送り先：子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業事務局

〒330-8516

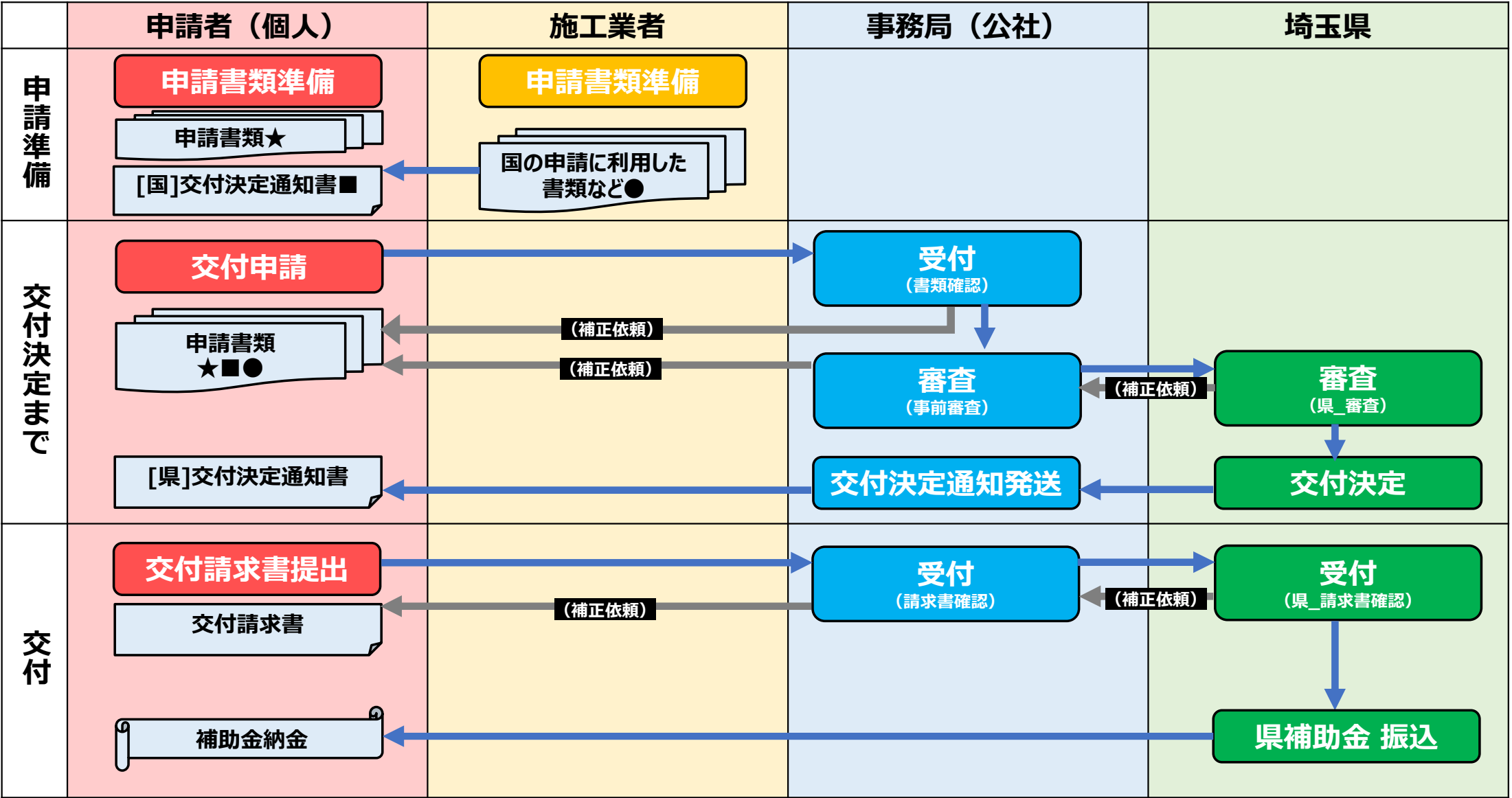
さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号（埼玉県住宅供給公社内）

5 関連サイト

- ・こどもエコすまい支援事業 <https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/>
- ・先進的窓リノベ事業等 <https://window-renovation.env.go.jp/>

- 問合せ窓口：子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業事務局（埼玉県住宅供給公社内）
- 専用ダイヤル：048-711-8915（通話料がかかります）
- 受付時間等：9:00～17:00（土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

(参考) 申請フロー



（別紙）必要書類チェック表

チェック欄	No.	書類名	様式	子育て世帯		移住世帯 若者夫婦世帯	移住世帯 その他の世帯		備考
				既存住宅購入あり	既存住宅購入なし	既存住宅購入あり	安心R住宅購入あり	安心R以外の住宅購入あり	
	1	交付申請書 ※申請者は、工事請負契約者と同一とする	様式第1号	○	○	○	○	○	
	2	個人情報の取得における同意書	公社指定書式	○	○	○	○	○	
	3	国が実施する「こどもエコすまい」等の交付決定通知書の写し		○	○	○	○	○	
	4	国への交付申請情報入力画面の写し（該当工事入力画面全部）	webキャプチャ	○	○	○	○	○	※A4又はA3普通紙で、印字内容が全て判別及び、読み取り可能であること
	5	工事請負契約書の写し ※最低工事価格5万円以上		○※1	○※2	○※1	○※1	○※1	※1工事請負契約書（契約締結日が令和5年2月28日以降且つ不動産売買契約日から3ヶ月以内）
									※2工事請負契約書（契約締結日が令和5年2月28日以降）
	6	不動産売買契約書の写し ※最低購入価格100万円以上		○	×	○	○	○	不動産売買約書（契約締結日が令和5年2月28日以降　なお購入住宅については不動産売買契約締結時に完成から1年以上経過していること）
	7	安心R住宅調査報告書の写し		×	×	×	○	×	
	8	世帯全員の住民票の写し※マイナンバーが記載されていないもの		○	○	○	○	○	世帯全員で続柄記載のもの（発行から3ヶ月以内）世帯分離世帯も必要
	9	建物の不動産登記全部事項証明書の写し		○	×	○	○	○	不動産売買契約の締結時に完成から1年以上経過していること（発行から3ヵ月以内）

※その他、事情に応じて必要な書類を提出いただくことがあります。

※不備等・不足書類があった場合は、指定の期日までに提出をお願いします。

同意書

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、利用目的等の通知または公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。

また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報につきましても、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

ついては、下記事項をご確認いただき、同意の証として住所・氏名欄に記入・押印くださる様、お願いいたします。

記

1. 個人情報の利用目的

- ① 賃貸住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ② 分譲住宅等の申込、入居、諸管理等の業務
- ③ 各種情報、及び連絡事項のご連絡のご案内
- ④ 各種アンケートのお願い
- ⑤ 調査・統計資料の作成
- ⑥ その他住宅等の管理上必要な場合

2. 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

3. 個人情報の第三者提供

当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

4. 個人情報の預託

当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

5. 個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き

当公社は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。

なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

私が提供する個人情報の利用目的等の上記事項について、確認しました。ついては、その利用目的等について同意します。

令和 年 月 日

埼玉県住宅供給公社理事長 様

住所 _____

氏名 _____ (印)

個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口

個人情報問合せ・相談窓口

TEL 048-829-2863

FAX 048-824-3786

メールアドレス privacy@saijk.or.jp

様式第 1 号（第 6 条関係）

申請番号
(事務局記載)

--	--	--	--

子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

埼玉県子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金について、埼玉県子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

(申請者)
〒 ー

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

携帯電話番号

E メール

該当する申請対象に「○」を付けてください。

対象世帯		既存住宅購入	申請対象
子育て世帯		あり	
		なし	
移住世帯	若者夫婦世帯	あり	
	その他の世帯	安心 R 住宅の購入 あり	
		安心 R 住宅以外の既存住宅の購入 あり	

※ 安心 R 住宅とは、特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度(安心 R 住宅制度)を利用し、安心 R 住宅調査報告書が発行された住宅をいう。

様式第 1 号（第 6 条関係）のつづき

（不動産取得の状況） ※該当する場合に記入

契約年月日	
-------	--

（リフォーム工事等の契約の相手方）

会社名		営業所名	
担当者名		契約年月日	
電話番号		E メール	

《添付書類》

a:子育て世帯、b:移住世帯（若者夫婦世帯）、c:移住世帯（その他の世帯）

		書類の内容	a	b	c
①	☐	国が実施する「こどもエコ住まい支援事業」等の 交付決定通知書の写し	○	○	○
②	☐	国への交付申請情報入力画面の写し（補助対象工 事の国の補助額がわかるもの）	○	○	○
③	☐	工事請負契約書の写し	○	○	○
④	☐	世帯全員の住民票の写し（工事発注者が購入した 既存住宅への入居が確認できるもの）	○	○	○
⑤	☐	不動産売買契約書	△	○	○
⑥	☐	建物の不動産登記全部事項証明書	△	○	○
⑦	☐	安心R住宅調査報告書の写し			△
⑧	☐	その他知事が必要と認めた書類	△	△	△

○：必須、△：該当する場合

様式第 2 号（第 7 条関係）

申請番号

--	--	--	--

年 月 日

子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金交付決定通知書

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請及び報告のあった件については、下記のとおり交付することに決定しましたので、補助金等の交付に関する規則第 7 条の規定に基づき、通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第3号（第8条関係）

申請番号

--	--	--	--

年 月 日

子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金取下げ書

（宛先）
埼玉県知事

申請者 住所

氏名

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた件について、子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金要綱第9条の規定に基づき、取り下げを行います。

記

1 交付決定日

令和 年 月 日

2 交付決定額

円

3 取り下げの理由

様式第 4 号（第 9 条関係）

子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金交付請求書

申請番号

年

月

日

(宛先)
埼玉県知事

住所

氏名

令和 年 月 日付けで交付額の決定を受けた子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業支援事業補助金について、埼玉県子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

請求額 金 円

○補助金振込先口座

金融機関	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所
口座区分 (どちらかに○)	普通 ・ 当座	
口座番号 (7 桁未満は左詰で 0 を入れる) 例：0123456		
フリガナ		
口座名義人 (申請者名義で記入)		

交付決定額 金 円

埼玉県子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、国が実施する『こどもエコすまい支援事業』等と連動して住宅の省エネ改修を支援するため、開口部の断熱改修等のリフォーム工事を行った子育て世帯又は移住世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 子育て世帯

令和4年4月1日時点（令和5年3月31日までに工事着手するものについては、令和3年4月1日時点）で18歳未満の子を有する世帯

二 移住世帯

埼玉県外から埼玉県内に自ら居住するため既存住宅を購入し、転入してきた世帯（子育て世帯を除く）

三 若者夫婦世帯

移住世帯のうち、令和4年4月1日時点（令和5年3月31日までに工事着手するものについては、令和3年4月1日時点）で夫婦のいずれかが39歳以下である世帯

四 その他の世帯

移住世帯のうち、若者夫婦世帯に該当しない世帯

五 既存住宅の購入

既存住宅の購入とは、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 不動産売買契約の締結時に完成から1年以上経過している住宅であること

ロ 不動産売買契約の締結が令和5年2月28日以降であること

ハ 売買代金が100万円(税込)以上であること

六 こどもエコすまい支援事業等

国土交通省が実施するこどもエコすまい支援事業、経済産業省が実施する住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業及び環境省が実施する断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づき補助申請を行うことができる者（以下「補助対象者」という。）は、国が実施するこどもエコすまい支援事業等を活用して次条第1項各号に掲げる工事を行う前条第1号及び第2号に掲げる世帯とする。

(補助対象工事)

第4条 補助対象工事とは、こどもエコすまい支援事業等で対象とする工事のうち、次に掲げる工事をいう。

一 開口部の断熱改修

改修は、ガラス交換、内窓設置、外窓交換及びドア交換とする。

二 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

2 補助対象工事の工事請負契約は、次の期間に締結されたものに限る。

一 既存住宅を購入した場合にあっては、不動産売買契約の締結から3ヶ月以内

二 既存住宅の購入を伴わない場合にあっては、令和5年2月28日以降

(補助金の額)

第5条 県が交付する補助金の額は、別表に定める方法で算出した金額とする。

2 県の補助額の上限額は別表のとおりとし、かつ、国の補助額との合計額が当該補助対象工事の工事費を超えないものとする。

(申請書の様式)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(取下げ書の様式)

第8条 規則第8条第1項の規定により、交付申請を取り下げるときは、様式第3号による申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、補助金の支払いを受けようとするときは、交付決定通知書を受領した後に、様式第4号の交付請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第5条第1項による本補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

一 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けの決定を受けたとき。

二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。

(書類の整備等)

第11条 補助対象者は、補助事業等に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌

会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 1 2 条 補助対象者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 2 6 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

1 補助金の上限額

補助対象工事に応じて、2 の(1)、(2)における補助額の合計とし、1 戸あたりの補助額の上限は、リフォームを行う者の属性及び既存住宅購入の有無に応じて、下表に示す額とする。

対象世帯		既存住宅購入	県補助上限額
子育て世帯		あり	60 万円
		なし	45 万円
移住世帯	若者夫婦世帯	あり	60 万円
	その他の世帯	安心 R 住宅※の購入あり	45 万円
		安心 R 住宅以外の既存住宅の購入あり	30 万円

※ 安心 R 住宅

特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度(安心 R 住宅制度)を利用し、安心 R 住宅調査報告書が発行された住宅をいう。

2 補助対象工事の内容ごとの補助額

補助額は、次の(1)又は(2)の補助対象工事の内容に応じて、表に掲げる補助額の合計とする。

なお、この項における規定は、国が実施することもエコすまい支援事業等の対象工事のうち、本事業が対象とする補助対象工事の項目を準用する。

(1) こどもエコすまい支援事業

ア 開口部の断熱改修

開口部の大きさの区分及び改修方法に応じて定める下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額とします。

省エネ性能	大きさ の区分	ガラス交換※ 1		内窓設置※ 2・外窓交換		ドア交換	
		面積※ 3	1 枚あたりの補助額	面積※ 4	1 箇所あたりの補助額	面積※ 4	1 箇所あたりの補助額
省エネ基準レベル	大	1.4 m ² 以上	9,000 円	2.8 m ² 以上	23,000 円	開戸：1.8 m ² 以上 引戸：3.0 m ² 以上	34,000 円
	中	0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満	6,000 円	1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満	18,000 円	—	—
	小	0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満	3,000 円	0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満	15,000 円	開戸：1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満 引戸：1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満	30,000 円
Z E H レベル	大	1.4 m ² 以上	12,000 円	2.8 m ² 以上	31,000 円	開戸：1.8 m ² 以上 引戸：3.0 m ² 以上	45,000 円
	中	0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満	9,000 円	1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満	24,000 円	—	—
	小	0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満	3,000 円	0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満	20,000 円	開戸：1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満 引戸：1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満	40,000 円

※ 1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみ交換の改修は対象外とする。

※ 2 内窓交換を含む。

※ 3 ガラスの寸法とする。

※ 4 内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

イ 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、下表に示す補助額とします。

省エネ性能	外壁	屋根・天井	床
省エネ基準レベル	112,000 円／戸 (56,000 円／戸) ※	40,000 円／戸 (20,000 円／戸) ※	69,000 円／戸 (34,000 円／戸) ※
Z E H レベル	151,000 円／戸 (75,000 円／戸) ※	54,000 円／戸 (27,000 円／戸) ※	92,000 円／戸 (46,000 円／戸) ※

※ 部分断熱の場合の補助額。「部分断熱」とは、国補助事業における部分断熱の場合の断熱使用量以上の断熱材を使用する場合をいう。

(2) 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業・断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省 CO2 加速化支援事業

ア 戸建住宅・低層集合住宅における補助額

(円。ガラス交換：1 枚あたり。その他：施工箇所 1 箇所あたり)

工種	グレード	熱貫流率 (W/m ² ・K)	大きさの区分		
			大※ 1	中※ 2	小※ 3・極小※ 4
ガラス交換 ※ 5	S S	Uw1.1 以下	48,000	30,000	8,000
	S	Uw1.5 以下	32,000	21,000	5,000
	A	Uw1.9 以下	26,000	17,000	4,000
内窓設置	S S	Uw1.1 以下	124,000	84,000	53,000
	S	Uw1.5 以下	84,000	57,000	36,000
	A	Uw1.9 以下	69,000	47,000	30,000
外窓交換 (カバー工法)	S S	Uw1.1 以下	183,000	136,000	91,000
	S	Uw1.5 以下	124,000	92,000	62,000
	A	Uw1.9 以下	102,000	76,000	51,000
外窓交換 (はつり工法)	S S	Uw1.1 以下	183,000	136,000	91,000
	S	Uw1.5 以下	124,000	92,000	62,000
	A	Uw1.9 以下	102,000	76,000	51,000

※ 1 大：ガラス（一枚）の面積 1.4 m²以上。サッシ（一箇所）の面積 2.8 m²以上。

※ 2 中：ガラス（一枚）の面積 0.8 m²以上 1.4 m²未満。サッシ（一箇所）の面積 1.6 m²以上 2.8 m²未満。

※ 3 小：ガラス（一枚）の面積 0.1 m²以上 0.8 m²未満。サッシ（一箇所）の面積 0.2 m²以上 1.6 m²未満。

※ 4 極小：ガラス（一枚）の面積 0.1 m²未満。サッシ（一箇所）の面積 0.2 m²未満。

※ 5 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。

ドアに付くガラスのみを交換する改修は対象外。

イ 中高層集合住宅における補助額

(円。ガラス交換：1 枚あたり。その他：施工箇所 1 箇所あたり)

工種	グレード	熱貫流率 (W/m ² ・K)	大きさの区分		
			大※ 1	中※ 2	小※ 3・極小※ 4
ガラス交換 ※ 5	S S	Uw1.1 以下	48,000	30,000	8,000
	S	Uw1.5 以下	32,000	21,000	5,000
	A	Uw1.9 以下	26,000	17,000	4,000
内窓設置	S S	Uw1.1 以下	124,000	84,000	53,000
	S	Uw1.5 以下	84,000	57,000	36,000
	A	Uw1.9 以下	69,000	47,000	30,000

外窓交換 (カバー工 法)	S S	Uw1.1 以下	221,000	151,000	93,000
	S	Uw1.5 以下	150,000	102,000	63,000
	A	Uw1.9 以下	123,000	84,000	52,000
	B	Uw2.3 以下	89,000	61,000	38,000
外窓交換 (はつり工 法)	S S	Uw1.1 以下	221,000	151,000	93,000
	S	Uw1.5 以下	150,000	102,000	63,000
	A	Uw1.9 以下	123,000	84,000	52,000

※1 大：ガラス（一枚）の面積 1.4 ㎡以上。サッシ（一箇所）の面積 2.8 ㎡以上。

※2 中：ガラス（一枚）の面積 0.8 ㎡以上 1.4 ㎡未満。サッシ（一箇所）の面積 1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満。

※3 小：ガラス（一枚）の面積 0.1 ㎡以上 0.8 ㎡未満。サッシ（一箇所）の面積 0.2 ㎡以上 1.6 ㎡未満。

※4 極小：ガラス（一枚）の面積 0.1 ㎡未満。サッシ（一箇所）の面積 0.2 ㎡未満。

※5 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。

ドアに付くガラスのみを交換する改修は対象外。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

住所：

申請者氏名：

様式第 1 号（第 6 条関係）

申請番号
(事務局記載)

--	--	--	--

子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

埼玉県子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金について、埼玉県子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

(申請者)
〒 _____ ー _____

住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

電話番号 _____

携帯電話番号 _____

E メール _____

該当する申請対象に「○」を付けてください。

対象世帯		既存住宅購入	申請対象
子育て世帯		あり	
		なし	
移住世帯	若者夫婦世帯	あり	
	その他の世帯	安心 R 住宅の購入 あり	
		安心 R 住宅以外の既存住宅の購入 あり	

※ 安心 R 住宅とは、特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度(安心 R 住宅制度)を利用し、安心 R 住宅調査報告書が発行された住宅をいう。

様式第 1 号（第 6 条関係）のつづき

（不動産取得の状況） ※該当する場合に記入

契約年月日	
-------	--

（リフォーム工事等の契約の相手方）

会社名		営業所名	
担当者名		契約年月日	
電話番号		E メール	

《添付書類》

a:子育て世帯、b:移住世帯（若者夫婦世帯）、c:移住世帯（その他の世帯）

		書類の内容	a	b	c
①	☐	国が実施する「こどもエコ住まい支援事業」等の 交付決定通知書の写し	○	○	○
②	☐	国への交付申請情報入力画面の写し（補助対象工 事の国の補助額がわかるもの）	○	○	○
③	☐	工事請負契約書の写し	○	○	○
④	☐	世帯全員の住民票の写し（工事発注者が購入した 既存住宅への入居が確認できるもの）	○	○	○
⑤	☐	不動産売買契約書	△	○	○
⑥	☐	建物の不動産登記全部事項証明書	△	○	○
⑦	☐	安心R住宅調査報告書の写し			△
⑧	☐	その他知事が必要と認めた書類	△	△	△

○：必須、△：該当する場合

様式第 2 号（第 7 条関係）

申請番号

--	--	--	--

年 月 日

子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金交付決定通知書

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請及び報告のあった件については、下記のとおり交付することに決定しましたので、補助金等の交付に関する規則第 7 条の規定に基づき、通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第3号（第8条関係）

申請番号

--	--	--	--

年 月 日

子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金取下げ書

（宛先）
埼玉県知事

申請者 住所

氏名

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた件について、子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金要綱第9条の規定に基づき、取り下げを行います。

記

1 交付決定日

令和 年 月 日

2 交付決定額

円

3 取り下げの理由

様式第 4 号（第 9 条関係）

子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金交付請求書

申請番号

年

月

日

(宛先)
埼玉県知事

住所

氏名

令和 年 月 日付けで交付額の決定を受けた子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業支援事業補助金について、埼玉県子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

請求額 金 円

○補助金振込先口座

金融機関	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所
口座区分 (どちらかに○)	普通 ・ 当座	
口座番号 (7 桁未満は左詰で 0 を入れる) 例：0123456		
フリガナ		
口座名義人 (申請者名義で記入)		

交付決定額 金 円

【参考】 国への交付申請情報入力画面の写し

提出にあたっては、下記のイメージを参考に、画面取得を行い、提出ください。

なお、**用紙サイズは A4 または A3 の普通紙**とし、申請入力項目が全て、判別及び、読み取り可能な大きさとなるよう、準備ください。

提出イメージ

※判別および、読み取り可能な大きさに印刷すると A4（または A3）で複数枚となります

実物大イメージ

※印刷する際の文字のサイズは下記を参考に準備ください

Microsoft 社の Windows10・Windows11 搭載パソコンであれば **Snipping Tool** という Windows 標準アプリが便利です。